

番組制作請負契約に基づく請負代金請求事件：東京地裁平成21(ワ)3188・平成22年7月16日(民46部)判決 請求棄却 / 知財高裁平成22(ネ)10066・平成22年12月28日(3部)判決 控訴棄却

【キーワード】

TV番組制作の請負契約，二次利用の許諾権，請負契約の当事者，口頭弁論
 終結後の準備書面の提出

【事案の概要】

本件は，漫画「サーキットの狼」を題材にしたテレビ番組の製作業務の下請をした原告株式会社てんこもり（以下「原告会社」という。）及び同テレビ番組でナレーションの実演を行った原告X（以下「原告X」という。）が，同テレビ番組がDVD化されることについての承諾をしていないのに，同テレビ番組制作の発注者である株式会社ジャパンイメージコミュニケーションズ（以下「JIC」という。）から同テレビ番組をDVD等の表現媒体に二次利用することを他に許諾する権利（サブライセンス権）の設定（許諾）を受けた被告が，株式会社交通タイムス社（以下「交通タイムス社」という。）に同テレビ番組のDVD化を許諾するライセンス契約を締結し，交通タイムス社を通じて同番組のDVDを製作販売したなどと主張し，被告に対し，原告会社においては同テレビ番組の製作業務に関する追加の請負代金として105万円の支払を，原告Xにおいては同テレビ番組の追加の出演料として315万円及び上記実演に係る実演家の録音権（著作権法91条1項）侵害の不法行為による損害賠償として315万円の合計630万円の支払を求めた事案である。

1 基礎となる事実（証拠の摘示のない事実は，争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。）

(1) 当事者等

ア 原告会社は，スタジオ運営，映像撮影，CG製作等を業とする株式会社である。

イ 原告Xは，テレビ番組等におけるナレーター業等を営む者である。

ウ 被告は，映像製作等を業とする株式会社である。

また，被告は，平成17年5月ころから，漫画家池沢早人師（以下「池沢」という。）の委託を受けて，同人の作品である漫画「サーキットの狼」についての著作権の管理を行っている（乙2，被告代表者本人）。

エ JICは，CS放送やケーブルテレビで放映されているテレビチャンネル「MONDO21」を運営する株式会社である。

(2) 「蘇れ！サーキットの狼」の放送

JICは，平成18年7月から12月にかけて，テレビチャンネル「MO

ND021」において、「蘇れ！サーキットの狼」と題する30分枠、全12回のテレビ番組（以下「本件番組」という。）を放送した。

本件番組は、各回ごとに漫画「サーキットの狼」の中に登場する特定のスーパーカーを取り上げ、そのデザインを再現した実物の車両を紹介したり、ホスト役の池沢と各回のゲストが、スーパーカーにまつわるトークを繰り広げることなどを内容とするものであった(検甲1ないし12)。

原告Xは、本件番組の中で、ナレーターを務めた。

(3) 本件番組の製作に係る経過

ア JICと株式会社ソニア（以下「ソニア」という。）は、平成18年4月18日、ソニアがJICから、以下の条件によりテレビ番組の制作業務全般（企画、構成、脚本、キャスティング、照明、美術、撮影、録画、録音、編集等）を請け負う旨の契約を締結した（甲3）。

番組名 蘇れ！サーキットの狼

製作本数 12本

形式・種別 30分枠（実尺27分）

初回放送予定 2006年（平成18年）7月ないし同年12月

代金 1本当たり70万円（合計840万円）

イ ソニアと株式会社ディハウスボス（以下「ディハウスボス」という。）は、上記アの契約が締結されたころ、ディハウスボスがソニアから、上記アのテレビ番組の制作業務全般を請け負う旨の契約を締結した。

ウ ディハウスボスと原告会社は、上記イの契約が締結されたころ、原告会社がディハウスボスから、上記アのテレビ番組の制作業務全般を請け負う旨の契約を締結した(甲6, 9, 原告代表者Y, 弁論の全趣旨)。

エ 原告会社は、平成18年5月ころから11月ころにかけて、上記アのテレビ番組の制作業務を行い、その成果物は、原告会社からソニアに、更にソニアからJICに納品され、前記(2)のとおり、本件番組として放送に供された。

(4) 本件番組のDVD化に係る経過

ア JICと被告は、平成18年11月1日、JICが本件番組についての著作権を有することを前提として、JICが同著作権に基づいて有する、本件番組をDVD等の表現媒体に二次利用することを他に許諾する権利を被告に設定すること、被告のJICに対する著作権使用料は被告が「買い手側（ライセンサー）」から受け取る著作権使用料（消費税別）の50%とすること、JICは被告に対しJICが本件番組の著作権を有することを保証することなどを内容とするライセンス契約（以下「本件ライセンス契約1」という。）を締結した（乙1, 2, 被告代表者）。

- イ 被告と交通タイムス社は、平成18年11月22日、被告が交通タイムス社に対し、JICが製作した著作物である本件番組のDVDを製作し、交通タイムス社が発売する書籍に付録として添付して販売することを許諾すること、交通タイムス社の被告に対する著作権使用料は、本件番組1話当たり各出版部数8000部の使用料及び最低保証料を50万円（消費税別）、その12話分の合計600万円（消費税別）とし、各出版部数8001部を超えた場合の使用料をその超えた数量に本1冊当たり100円（消費税別）を乗じた金員の合計額とすること、被告は交通タイムス社に対し本契約を締結する有効かつ正当な権利及び権限を保有することを保証することなどを内容とするライセンス契約（以下「本件ライセンス契約2」という。）を締結した（甲1、乙2、被告代表者）。
- ウ 交通タイムス社は、平成19年3月ころから9月ころにかけて別紙書籍目録記載1ないし12の各書籍（以下「本件各書籍」という。）を順次発行し、これらを販売した。本件各書籍には、それぞれ交通タイムス社が製作したDVD2枚が付録として添付され、そのうちの1枚には、本件番組の1回分がそれぞれ収録されている（検甲1ないし12）。

【地裁の判断】

1 原告会社の請求について

- (1) 原告会社の主張によれば、原告会社の本訴請求は、本件番組制作請負契約に基づく請負代金の一部を請求するものと解されるところ、このような請負契約に基づく請負代金の支払義務を負うのは当該契約を締結した当事者たる発注者であって、それ以外の者が請負代金の支払義務を負うのは、その者が発注者の債務を引き受けるなど、債務負担の原因となり得る特段の事実がある場合に限られるものといえる。

しかるところ、原告会社は、本件番組制作請負契約について、ソニアと原告会社との間において、ソニアを発注者、原告会社を請負人として締結されたものと主張する一方で、本件番組制作請負契約の当事者ではない被告が原告会社に対し同契約に基づく請負代金の支払義務を負うべき原因となり得る事実を何ら主張していない。原告会社は、交通タイムス社による本件番組のDVDの製作、販売によって、原告会社の本件番組制作請負契約に基づく追加の請負代金請求権が発生したこと、他方、交通タイムス社によって本件番組のDVDが製作、販売されるに至ったのは、被告が原告会社の承諾を得ることなく交通タイムス社との間で本件ライセンス契約2を締結したことによるものであることから、原告会社は上記追加の請負代金を被告に対して請求することができる旨主張するが、原告会社が主張する上記各事実によっても、

被告が原告会社に対し本件番組制作請負契約に基づく追加の請負代金の支払義務を負うべきことが何ら根拠付けられることにはならない。

したがって、原告会社の本訴請求に係る上記主張は、その主張自体において失当であることが明らかである。

(2) 以上によれば、原告会社の本訴請求は理由がない。

2 原告Xの請求について

(1) 追加の出演料請求について

原告Xの主張によれば、原告Xの本訴請求は、本件番組出演契約に基づく出演料の一部を請求するものと解されるところ、このような番組出演契約に基づく出演料の支払義務を負うのは当該契約を締結した当事者たる出演依頼者であって、それ以外の者が出演料の支払義務を負うのは、その者が出演依頼者の債務を引き受けるなど、債務負担の原因となり得る特段の事実がある場合に限られるものといえる。

しかるところ、原告Xは、本件番組出演契約について、ソニアと原告Xとの間において締結されたものと主張する一方で、本件番組出演契約の当事者ではない被告が原告Xに対し同契約に基づく出演料の支払義務を負うべき原因となり得る事実を何ら主張していない。原告Xは、交通タイムス社による本件番組のDVDの製作、販売によって、原告Xの本件番組出演契約に基づく追加の出演料請求権が発生したこと、他方、本件番組のDVDが製作、販売されるに至ったのは、被告が原告Xの承諾を得ることなく交通タイムス社との間で本件ライセンス契約2を締結したことによるものであることから、原告Xは上記追加の出演料を被告に対して請求することができる旨主張するが、原告Xが主張する上記各事実によっても、被告が原告Xに対し本件番組出演契約に基づく追加の出演料の支払義務を負うべきことが何ら根拠付けられることにはならない。

したがって、原告Xの追加の出演料請求に係る上記主張は、その主張自体において失当であることが明らかである。

(2) 実演家の録音権の侵害による損害賠償請求について

原告Xは、被告が原告Xの承諾を得ることなく交通タイムス社との間で本件ライセンス契約2を締結したことにより、交通タイムス社によって本件ナレーションの録音が含まれる本件番組のDVDが本件各書籍の付録として製作され、販売されるに至ったのであるから、被告が原告Xの承諾を得ることなく交通タイムス社との間で本件ライセンス契約2を締結した行為は、原告Xの本件ナレーションについての実演家としての録音権を侵害する旨主張する。

しかし、仮に原告Xが本件ナレーションについて実演家としての録音権を

有するとしても、本件ナレーションの録音行為は交通タイムス社による本件番組のDVDの製作によって行われたものであり、被告が交通タイムス社との間で本件ライセンス契約2を締結した行為それ自体は本件ナレーションを録音する行為に当たるといえることはできない。

また、前記第2の1の事実と証拠（甲1、乙1、被告代表者本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告と交通タイムス社間の本件ライセンス契約2は、JICから本件ライセンス契約1に基づいてJICの著作物である本件番組をDVD等の表現媒体に二次利用することを他に許諾する権利（サブライセンス権）の設定（許諾）を受けた被告が、交通タイムス社に対し、本件番組のDVDを製作し、交通タイムス社が発売する書籍に付録として添付して販売することを許諾する内容の契約であり、JICが保有する本件番組の著作権以外の他の権利を対象とするものではないこと、被告は、本件ライセンス契約2に基づいて、交通タイムス社から、交通タイムス社が発売する書籍の出版部数に応じて本件番組の著作権使用料（最低保証料を含む。）を取得することができるが、交通タイムス社が行う本件番組のDVD（その複製物を含む。）の製作及び販売には、被告が直接関与することはなく、上記書籍の出版部数、ひいては、本件番組のDVDの複製物の製作数量をいくらかとするのかなどについても交通タイムス社の独自の判断で行うものとされていたことが認められる。

上記認定事実には照らすならば、本件番組のDVD（その複製物を含む。）の製作及び販売の主体は、あくまで交通タイムス社であって、被告が交通タイムス社を通じてあるいは交通タイムス社と共同して本件番組のDVDの製作及び販売を行ったものといえることはできない。

したがって、原告Xの上記主張は、採用することができない。（なお、本件ライセンス契約2の契約書（甲1）の2条には、「AはBに対し、本契約を締結する有効かつ正当な権利及び権限を保有すること、本番組に関し第三者から一切の異議、請求がないこと、及び万一第三者から何らかの異議、請求等があった場合はAの責任においてこれを処理し、Bに一切の迷惑を及ぼさないことを保証する。」（「A」は被告、「B」は交通タイムス社）との規定があるが、上記規定は、被告が、交通タイムス社に対し、本件番組の著作権者であるJICとの関係で、本件ライセンス契約2を締結する有効かつ正当な権利及び権限を保有することを保証する趣旨の条項であって、上記規定から被告が交通タイムス社に対し本件番組に係る著作隣接権の権利処理が行われていることを保証したものとまで認めることはできないし、上記契約書を全体としてみても、そのような保証をしたことをうかがわせる条項は他に存しない。したがって、本件ライセンス契約2の解釈としては、

本件番組のDVD化に係る利用行為を行う主体である交通タイムス社が、その責任において、本件番組の利用のために必要とされる著作隣接権者の許諾を得るべきものと解される。また、仮に被告と交通タイムス社との間において本件番組の利用のために必要とされる著作隣接権者の許諾があることについて被告が保証するとの合意があったと解釈する余地があるとしても、その合意の効力は、本件ライセンス契約2の契約当事者である被告と交通タイムス社間の法律関係を規律するにすぎず、原告Xに及ぶものではない。))

(3) 小括

以上によれば、原告Xの本訴請求はいずれも理由がない。

3 原告らが本件口頭弁論終結後に提出した準備書面について

(1) 本件審理の経過(本件では、原告らが本件口頭弁論終結後に訴訟代理人弁護士を選任した経過がある。)にかんがみ、原告らが本件口頭弁論終結後に提出した平成22年6月30日付け原告第2準備書面記載の主張について、念のため検討する。

ア まず、上記原告第2準備書面中には、被告は、原告Xの許諾を受けることなく交通タイムス社を通じて本件番組のDVDを製作、販売し、これによって、原告Xの本件ナレーションについての実演家としての録音権を侵害し、あるいは、原告Xの人格権を侵害している旨の記載がある。

しかしながら、前記2(2)のとおり、本件番組のDVDを製作、販売した主体はあくまでも交通タイムス社であり、他方、被告は、JICが本件番組について保有するものとされる著作権に基づいて本件番組をDVD等の表現媒体に二次利用することを他に許諾する権利をJICから設定された上で、当該許諾権に基づいて、交通タイムス社に対し、本件番組のDVDを製作し、本件各書籍に付録として添付して販売することを許諾したものにすぎないのであって、被告自身が主体となって、交通タイムス社を通じて本件番組のDVDの製作、販売を行ったなどと評価し得る事情は認められない。

したがって、原告Xの上記原告第2準備書面中における主張は、その前提を欠くものであって、理由のないことが明らかである。

イ 次に、上記原告第2準備書面中には、被告は、原告会社に対し、ディハウスボス、ソニア及びJICとともに共同不法行為責任を負う旨の記載がある。

しかしながら、上記原告第2準備書面の記載をみても、ディハウスボス、ソニア、JIC及び被告のいかなる行為が、原告会社のいかなる権利又は法律上保護される利益を侵害するのかが明らかではないから、原告会社の同準備書面中における主張は失当というほかない。

(2) 以上のとおり，平成22年6月30日付け原告第2準備書面記載の主張は，前記1及び2の認定判断を左右するものではない。

4 結論

よって，その余の点について判断するまでもなく，原告らの本訴各請求は理由がないから，いずれも棄却することとし，主文のとおり判決する。

【高裁の判断】

次のとおり付加するほか，原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の「1 原告会社の請求について」，「2 原告Xの請求について」（原判決10頁10行目ないし14頁6行目）のとおりであるから，これを引用する。

1 原告らは，当審において，被告に対し，それぞれ期待権侵害による損害賠償請求又は慣習に基づく二次使用料請求を追加し，その理由として，TV業界においては，テレビ番組をビデオ化あるいはDVD化する場合，出演者，ナレーター，そのほか番組に協力した者に対し，ビデオ化（DVD化）使用料を支払う慣習が長期間にわたり存在し，かかる使用料支払に対する期待権が法律上の利益となっているなどと主張する。

しかし，本件全証拠によっても，使用料支払を受ける期待権が法律上の利益として確立していることを裏付ける事実を認めることはできない。この点，原告会社代表者Aは，テレビ番組のビデオ化あるいはDVD化の際には，制作会社等は，出演者，ナレーター，そのほか番組に協力した者に対し，音楽，ナレーション等がそのまま使用可能かなどにつき，連絡をしていた旨を述べる（原審原告会社代表者A【3頁】）ものの，そのようなことが行われていたとしても，そのことから，使用料支払を受ける期待権や慣行上の二次使用料請求権が法律上の利益として確立しているとは，到底認めることはできない。

したがって，被告が，原告らに対して，本件番組のDVD化に関し，期待権侵害による損害賠償義務，又は慣習に基づく二次使用料支払義務を負うべき理由はなく，原告らの上記主張は採用することができない。

2 原告Xは，以下の理由により，交通タイムス社に対しサブライセンスをした被告の行為が，原告Xの有する実演家としての録音権の侵害行為に当たると主張する。すなわち，被告は，交通タイムス社にサブライセンスをして本件番組のDVDを製作，販売させることにより，利益を得る立場にあったこと被告と交通タイムス社との間で締結された本件ライセンス契約2では，交通タイムス社に対し，本件番組のDVDについて，内容（コンテンツ）の審査，校正及び改正等の監修権並びに業務に関する監視監督権を有していたので，交通タイムス社を支配・管理していたことに照らすならば，被告自身が，本件番組

のDVDを製作、販売したと評価することができるか、又は、交通タイムス社の侵害行為を幫助したと評価できるから、原告Xに対し、上記損害賠償をする義務があるなどと主張する。

しかし、本件番組のDVD（その複製物を含む。）を製作、販売したのは交通タイムス社であるから、交通タイムス社との間でサブライセンス契約を締結した被告が、同サブライセンス契約において、一定の範囲で監修をする権能等を保有していたとしても、本件において、被告が、交通タイムス社を支配・管理していたとか、交通タイムス社の行為についての幫助者に当たるとみることはできない。原告の主張は、その他の要件も含めて、これを認めるに足りる証拠はなく、採用の限りでない。

以上によれば、原告らの請求をいずれも棄却するとした原判決は相当であるから本件控訴を棄却し、原告らが当審において追加した請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．この事件は、著作権固有の法律問題ではなく、TV番組の制作をめぐる請負契約の直接・間接の関係者が登場し、やや見当違いの損害賠償の請求をしている事案である。

判決の説示によれば、原告会社の本訴請求は、本件番組制作の請負契約に基づく請負代金の一部を請求するものと解されるところ、このような契約に基づく請負代金の支払義務を負うのは当該契約を締結した当事者たる発注者であり、それ以外の者が請負代金の支払義務を負うのは、その者が発注者の債務を引き受けるなど、債務負担の原因となり得る特段の事実がある場合に限られるという。

ところが、原告会社はそのような事実については何ら主張をしていないから、原告会社の本訴請求に係る主張自体は失当であると認定した。

また、原告Xによる追加の出演料請求についても、被告が原告Xに対し支払義務を負うべき根拠は何もないから、その主張自体は失当と認定した。

また、実演家の録音権侵害による損害賠償請求については、本件番組のDVDの制作、販売の主体はあくまでも交通タイムス社であり、被告が交通タイムス社を通じて又は交通タイムス社と共同して本件番組のDVDの制作、販売をしたということとはできないから、原告Xが本件ナレーションの実演家としての録音権を仮に有するとしても、本件ナレーションの録音行為は、交通タイムス社による本件番組のDVD制作によって行われたものであると認定した。

2．本件の地裁事件の口頭弁論終結日は平成22年5月14日であったが、そ

の1. 5月後に原告は準備書面(2)を提出した。これに対し裁判所は提出を不受理にせず、「念のため」として検討しているが、寛大な措置といえる。

すると、時機おくれた準備書面や証拠の提出であっても、それまでの審理によって心証を得ていた事実について誤認のおそれがあるような新主張や新証拠が提出された場合には、十分それらが採用される場合があり得ることを示しているといえる。最近の地裁でも高裁でも、その審理の迅速化をモットーとする反面、そのための準備の時間が短すぎるおそれがあるから、裁判所は当事者に対しそのための準備期間を十分与えるようにすべきである。

〔牛木 理一〕

(別紙書籍目録)

- 1 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.1
サーキットの狼Legend LOTUS
発行日 平成19年3月1日
- 2 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.2
サーキットの狼Legend LAMBORGHINI
発行日 平成19年3月1日
- 3 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.3
サーキットの狼Legend NISSAN FAIRLADY Z
発行日 平成19年4月1日
- 4 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.4
サーキットの狼Legend LANCIA
発行日 平成19年5月1日
- 5 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.5
サーキットの狼Legend PORSCHE
発行日 平成19年5月1日
- 6 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.6
サーキットの狼Legend FERRARI
発行日 平成19年6月1日
- 7 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.7
サーキットの狼Legend DE TOMASO
発行日 平成19年6月1日
- 8 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.8

- サーキットの狼Legend MAZDA
発行日 平成19年7月1日
- 9 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.9
サーキットの狼Legend LAMBORGHINI
発行日 平成19年7月1日
- 10 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.10
サーキットの狼Legend FERRARI
発行日 平成19年8月1日
- 11 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.11
サーキットの狼Legend TOYOTA 2000GT
発行日 平成19年8月1日
- 12 題名 CARTOP MOOK Supercar Collection Vol.12
サーキットの狼Legend BMW
発行日 平成19年9月1日